

安全保障理事会決議 2150 (2014)

2014年4月16日、安全保障理事会第7155回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および集団殺害罪の防止および処罰に関する条約を再確認し、

この条約において認められた集団殺害罪は、人類に対して重大な損失をもたらした忌まわしい苦悩であり、また一層の国際協力が、集団殺害罪の時宜を得た防止および処罰を促進することを要求していることを強調しつつ、集団殺害罪の防止および処罰のための効果的な国際文書としての集団殺害罪の防止および処罰に関する条約の意義を更に再確認し、

国家が、自らの国民の、並びに関連する国際法により規定されているように自国領域内のその他の個人の、人権を尊重しまた確保する主要な責任を負っていることを認識し、

特にアフリカ連合制定法の第4条(h)に留意しつつ、集団殺害罪、戦争犯罪および人道に対する罪の結果をもたらすかもしれない状況の防止およびそれへの対応において地域的および準地域的取極により果たされた重要な役割を認識し、

その任務が、集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および民族浄化の結果をもたらしうる可能性のある状況を防止する早期警戒制度として行動することを含む、集団殺害の防止および保護する責任に関する事務総長特別顧問の重要な役割を想起し、

1994年1月1日から1994年12月31日の間に、ルワンダの領域内で犯された集団殺害および国際人道法の他の重大な違反について責任を有する者を、並びに近隣諸国の領域内で集団殺害および国際人道法の他の重大な違反について責任を有するルワンダ国民を、訴追する目的だけの為に安保理決議 955 (1994) に従って設立された、ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) の管轄権を想起し、また集団殺害は、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部に対し、その集団自体を破壊する意図に関与することを更に想起し、

「ツチ集団に対する集団殺害行為が行われたことを証明する圧倒的な証拠が存在する」ことをその中に含む、安全保障理事会決議 935(1994)に従って設立された、専門家委員会の最終報告書(S/1994/1405)の結論を想起し、また集団殺害の期間中、フツおよび集団殺害に反対する他の者も殺害されたことに留意し、

ICTR の上訴裁判部が、「1994 年 4 月 6 日から 7 月 17 日の間に、ルワンダにおいてツチ民族集団に対する集団殺害があった」ことは「周知の事実」であると結論付けている、裁判所の当然の確知 (ICTR-98-44-AR73(C)) を、2006 年 6 月 16 日に発行したことを想起し、フツおよび集団殺害に反対する他の者を含む 100 万人以上もの人々が、その集団殺害期間中に殺害されたことを更に想起し、そして当該集団殺害のあらゆる形態の否定に懸念をもって留意し、

まだ逃げている 9 名の ICTR に起訴された逃亡者を含む、多くの集団殺害の容疑者が、裁判を逃れ続けていることに懸念をもって留意し、

国際人道法および人権法の重大な違反に対する刑事責任の免除に対する安保理の強い反対を再確認し、そしてその再発を避けそして持続可能な平和、正義、真理および和解を求めるために刑事責任の免除を終わらせるための国の関連する責任を遵守すること、および、この目的のために集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪または国際人道法および人権法の他の重大な違反に対し責任を有する者を徹底的に捜査しそして訴追する国の責任をこの文脈において強調し、

刑事責任の免除に対する闘いおよび集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪並びに他の言語道断な犯罪に対する責任を確保することは、国際的な刑事司法制度、アドホックおよび混合法廷並びに国内裁判所の特別裁判部におけるこれらの犯罪に関する活動および起訴を通して強化されてきたことを強調し、また当該犯罪に責任を有する者の責任を問うことに向けた、ローマ規程に定められた国の刑事管轄権に対する補完原則に従った、国際刑事裁判所の貢献をこれに関連して強調し、そして国の個別の義務に従ってこれらの裁判所や法廷と協力する国の重要性に関する安保理の求めをくり返し表明し、

刑事責任の免除との闘いおよび国際的な刑事司法の発展、特に集団殺害罪に関連したものに対して ICTR によりなされた貢献を認識し

国民和解の過程およびルワンダにおける復興と平和の維持に対して貢献した、ルワンダのガカカ裁判所を含む、国内の司法制度および ICTR を通した、集団殺害および他の重大な国際犯罪に対して責任を有する者の起訴に留意し、

ルワンダ解放民主軍 (FDLR) の指導者および構成員が、その期間中フツおよび集団殺害に反対する他の者も殺された、ルワンダにおけるツチに対する 1994 年集団殺害の実行者の中にいたことを想起し、FDLR は、コンゴ民主共和国 (DRC) において活動している、国際連合制裁の下にある集団であり、またルワンダおよび DRC における民族に基づくまた他の殺害を促進しそして犯し続けていることを更に想起し、また安全保障理事会決議 2098 (2013) に沿って、この集団を無力化することの重要性を強調し、

総会が、「1994 年のルワンダにおけるジェノサイドを考える国際デー」として 4 月の 7 日を、2003 年 12 月 23 日に、指定したことを想起し、

将来の集団殺害の遂行を防止するため、あらゆる形態の教育の特別な重要性を強調し、

1. 国家に対し、集団殺害および国際法の下での他の重大な犯罪を予防しまた闘うことを再び約束することを求め、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を守る責任に関する 2005 年世界サミット成果文書 (A/60/L.1) の第 138 および 139 項を再確認し、そしてその期間中フツおよび集団殺害に反対する他の者も殺害された、ルワンダにおけるツチに対する 1994 年集団殺害から学んだ教訓を考慮することの重要性を強調する。

2. 集団殺害のどのような否定も無条件に非難し、そして加盟国に対し、将来の集団殺害の防止を助けるため集団殺害の教訓を将来の世代に教え込む教育計画を策定することを促す。

3. この集団殺害を捜査しそしてその罪に問われた者を訴追する加盟国の努力を歓迎し、全ての国家に対し、ICTR、両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズムおよびルワンダ政府と、まだ逃げている 9 名の ICTR に起訴された逃亡者の逮捕および起訴において、協力することを求め、そして国家に対し、適用可能な国際的義務に従って、FDLR の指導者である者を含む、自国領域に住んでいる集団殺害

の罪に問われた他の全ての逃亡者の捜査、逮捕、起訴若しくは引渡を更に求める。

4. 事務総長に対し、緊張の原因および危険の要点を探知し、評価しそして対応し若しくは脆弱な住民を確認するのを助けるために、集団殺害の予防や他の重大な国際犯罪のための既存の早期警戒制度間のより一層の共同を確保することを要請する。

5. 集団殺害罪の防止および処罰に関する条約をまだ批准せず若しくは加入していない国家に対し、優先事項としてそのようにすることを考慮し、そして、必要な場合には、同条約の下での自国の義務を満たすために国内法令を制定することを求める。